

Times タイムズカー保証

保証書 契約No.

契約内容
保証開始日
保証満了日
車名
登録番号
車台番号
お客様情報
フリガナ
ご氏名 (ご契約者)
ご住所 〒
ご連絡先
備考欄

■故障時のご連絡は下記まで

販売店

故障の際は右記、保証事務局まで **0120-935-590**

第15条 (保証対象部品) 各プランごとの保証対象部品と機構一覧

エンジン機構	ロッカーカバー、シリンダーヘッド、コンロッド、ピストン、クランクシャフト、IN・EXバルブ、シリンダーブロック、スロットルボディ、インジェクター、ウォーターポンプ、ラジエータ、スターターモーター、オルタネーター、オイルポンプ、インジェクションポンプ、グロープラグ、各プリー、ファンカップリング、オイルプレッシャースイッチ、O ₂ センサー、エアフロメーター、水温センサー、ノックセンサー、クランク角センサー、エアレギュレーター、油温センサー、スロットルセンサー、スロットルポジションセンサー、バキュームセンサー、吸気圧センサー、排気温度センサー、AACバルブ (ISCV・RACV)、ディストリビューター、ダイレクトイグニッションコイル、プラグコード (ハイテンションコード)、エンジンコンピュータ (ECU)、フェューエルポンプ、フェューエルゲージ、フライホイール、フェューエルプレッシャーレギュレーター、カムシャフト、オイルパン、PCVバルブ、電動ファンモーター、オイルストレーナ、コンデンサーモーター、タイミングベルト、タイミングチェーン、テンショナー、シリンダーヘッドガスケット、インタークーラー、スーパーチャージャー、ターボチャージャー、触媒コンバータ、エキゾーストパイプ、マフラー、エキゾーストマニホールド、エンジンマウント、サーモスタット、イグナイター、フェューエルタンク、スロットルワイヤー、スロットルモーター、フロントカバー、EGRバルブ、バルブタイミングコントロールギア、アクセルペダル、各シール、ガスケット、パッキン、Oリング、プッシュロッド、ロッカーアーム、オイルタペット、噴射ノズル、フェューエルインジェクションコンピュータ、キャニスタ、キャブレター、イグニッションスイッチ、インレットマニホールド、インテークマニホールド、各リレー
動力伝達機構	MTミッション内部ギア、ATミッション内部ギア、CVTミッション内部ギア、トルクコンバータ、トランスファ、ディファレンシャル内部ギア、ソレノイドバルブ、車速センサー、インヒビタースイッチ、コントロールバルブ、AT/CVTコントロールユニット、フロベラシャフト、ユニバーサルジョイント、ドライブシャフトブーツ、ドライブシャフト、トランスアクスル、クラッチオペレーティングシリンダー、クラッチカバー、クラッチディスク、クラッチマスターシリンダー、クラッチリリース、クラッチリリースベアリング、クラッチワイヤー、シフトケーブル、ミッションマウント、リレー、シフトレバー、オイルクーラー、リバーススイッチ、クラッチスイッチ、ニュートラルスイッチ、ドロップレジスター、TRC / VSCコントロールユニット、各シール、ガスケット、パッキン、Oリング、電磁クラッチ、バルブボディ
ステアリング機構	ステアリングギヤボックス、パワーステアリングポンプ、パワーステアリングコントロールユニット、電動ステアリングモーター、電動ステアリングギヤボックス、電動ステアリングコラム、ステアリングホイール、ステアリングコラム、ステアリングコラムシャフト、タイロッドエンド、ラックエンド、舵角センサー、ステアリングラックブーツ、プッシュ
エアコン機構	コンプレッサー、コンデンサ、エバポレーター、エキスパンションバルブ、レシーバタンク、マグネットクラッチ、クーリングユニット、ヒーターコア、プロアファンモーター、ヒーターレジスター、ヒーターホース、ヒーターコック、エアコンリレー、インテークドアアクチュエーター、エアミックスアクチュエーター、モードドアアクチュエーター、ガスセンサー、外気センサー、内気センサー、日射センサー、冷媒圧力センサー、サーモアンブ、ヒーターウォーターバルブ、高・低圧ホースパイプ、エアコンコントロールユニット (ディスプレイ除く)
前後アクスル機構	ショックアブソーバー、サスペンションスプリング、サスペンションアーム、トーションバー、スタビライザー、テンションロッド、ナックル、ボールジョイント、アクスルシャフト、ハブ、ハウジング、電子制御サスペンション (エアサスペンション)、アッパーベアリング、ハブベアリング、アッパーリンク、ロアリンク、ラテラルリンク、ハブシール、プッシュ類
ブレーキ機構	ブレーキマスターシリンダー、ブレーキブースター、ABSコントロールユニット、ABSモジュレーターユニット、ディスクキャリパー、パーキングブレーキワイヤー、ホイールシリンダー、ホイールシリンダーインナーキット (シール)、プロポーションバルブ、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ブレーキペダル、ホイールセンサー、ストップランプスイッチ
乗員保護機構	シートベルト、シートベルトバックル、エアバッグコントロールユニット、エアバッグセンサー、スパイラルケーブル、エアバッグモジュール、Gセンサー
ハイブリッド機構	ハイブリッドトランスアクスル、スタータージェネレーター、冷却装置、駆動用モーター、インバータ、コントロールECU、バッテリー ECU、コンバータ、モーター駆動用蓄電池
電装装備品	ワイパーモーター、ワイパースイッチ、ワイパーアンプ、ウォッシャーモーター、パワーウィンドゥモーター、パワーウィンドゥレギュレーター、パワーウィンドゥモーターアンプ、パワーウィンドゥスイッチ、ドアロックアクチュエーター、ドアロック、ドアロックコントロールユニット、ドアロックモーター、ドアロックスイッチ、オートスライドドアモーター、オートスライドドアコントロールユニット、オートスライドドアセンサー、スライドドアスイッチ、オートクローザー、サンルーフスイッチ、サンルーフモーター、キーレスレシーバ、トランスミッター、イモビライザー、ドアミラーモーター、ドアミラースイッチ、パワーシートモーター、パワーシートコントロールユニット、パワーシートスイッチ、純正オーディオ、純正ナビゲーション、純正スピーカー、マルチディスプレイ (エアコン一体型)、ライトスイッチ、HID、各リレー

※保証修理の際には、修理着手や部品の手配前に、丙の事前承認を必要とする。
※保証修理の適用となる部品は、新車製造時から装着される純正部品のみとする。
※保証対象部品であっても、裏面記載の特別規約第7条「本保証適用除外事由」に該当、起因する故障は保証修理の適用外とする。
※保証期間中の累積での修理上限額は車両本体価格までとする。

緊急時、ロードサービスのご用命は
0120-520-756 までご連絡ください。

サービス内容 (特殊作業は実費になる場合がございます。詳しくは、ロードサービスご連絡時にお問合わせください。)

- レッカー牽引 10kmまで無料
- キー閉じこみ
- ガス欠
- バッテリー上がり ジャンピング作業
- パンク時の タイヤ交換
- 脱輪作業

※現場での応急処置が30分を超える作業の場合は、別途実料金での清算となります。

車両の購入者（以下「甲」という）が、車両を購入した会社（以下「乙」という）及びプレミアファイナンスサービス株式会社（以下「丙」という）が提供する自動車保証制度“タイムズカー保証”（以下、本保証という）について、次の事項を確認する。

第1条（保証を求め得る条件）

- 甲は、本保証の適用対象である車両に不具合が発生した場合において、かかる不具合が、契約内容に応じた第15条に掲げる「保証対象部品一覧表」に記載のある部品が主原因として生じたものであるときは、第4条に定める保証期間内に限り、丙に当該不具合の修理を求めることができるものとする。但し、第4条に定める保証期間の起算日より、6ヶ月以内（半年間プランの場合は3ヶ月以内）に発生、認知された不具合、あるいは車両の引渡し段階において既に発生、認知されていた不具合に関しては、甲は乙に対し当該不具合の修理を求めるものとし、保証の適用範囲に該当する不具合であっても、丙は一切の適用責任を負わないものとする。
- 乙及び丙は、本商品が乙丙が相互に協力の上で契約当事者に提供するものであることに鑑み、本商品に基づく債務を連帯して負担するものとする。但し、甲は、丙が乙を代理して、本保証に係る連絡受付業務を行うことを承し、原則として丙に連絡を行うものとする。

第2条（保証実施の流れ）

- 甲が本保証の適用により車両の修理を求めるときには、甲は、丙の事前承認を得るものとし、丙が指定する整備・修理工場に車両を引き渡さなければならないものとする。尚、不具合の修理に直接的関連がない費用、車両を使用できないことにより発生する甲の損失等は、丙は一切負担しないものとする。
- 本保証の適用とならない主な費用例）点検費用、見積費用、故障診断費用、廃棄物処理費用、代車費用、レンタカー費用、レッカー費用、交通費、営業損失補填等
- 甲が丙の事前の承認を得ずに、修理の発注や部品の手配、整備工場への修理作業の着手指示等を行った場合は、保証の適用修理に該当する費用であったとしても本保証の適用はないものとし、乙又は丙に係る金銭の負担も一切しないものとする。

第3条（変更の届出）

- 甲は、保証書の受領後に、保証書の記載事項（住所、連絡先等）に変更が生じたときには遅滞なく丙に届け出なければならないものとする。

第4条（保証期間と保証適用修理費の上限）

- 保証期間は、甲へ使用者変更をした車検証記載の登録年月日（変更登録日）を起算日とし、契約内容に応じた年数が経過する前日をもって終了するものとする。
- 例）1年間プランの場合において、車検証に記載の登録年月日が2019年5月1日の場合、保証期間は、2020年4月30日まで。
- 保証期間内における累積での保証適用修理上限額は、車両本体価格までとする。
 - 保証適用修理上限額を超える保証修理費用が発生した場合、超える費用の負担は甲が負うものとし、修理を実施しない場合においても乙または丙は金銭的補填もしないものとする。

第5条（風人性）

- 甲は、本保証により保証を受ける権利（以下「受益権」という）を第三者に移転することはできないものとする。
- 受益権を有する者が、保証の対象となる車両の使用者又は所有者のいずれにも該当しないこととなったときには受益権は自動的に消滅するものとする。

第6条（身分証明書等の提示）

- 甲が本保証の適用により車両の修理を求めたときには、乙又は丙は、甲に対し、身分証明書及び車検証、点検整備記録簿の提示を求められることができるものとし、甲がこれに応じないときは、乙又は丙は車両の修理を拒むことができるものとする。

第7条（本保証適用除外事由）

- 次の各号のいずれかに該当する現象又は不具合については、本保証の適用はないものとする。
- ア・経時変化により発生する現象。…塗装面、メッキ面、内装部品、樹脂部品等の自然褪色、劣化、腐食、錆、レンズ類の曇り、曇り、車高の変化や傾き等。
 - イ・機能上又は走行に影響しない現象。…車検上問題の無い程度の異音、振動、オイルのにじみ漏れ、臭い等。
 - ウ・外観上の現象。…浮き、剥がれ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等。
 - エ・運転の仕方に起因する現象、又は故障が否かの判断基準に乏しい現象。…オイル消費が多い、燃費が悪い、パワー不足、動きが硬い又は渋い、タイヤの片減りやアライメントの狂い、調整、車体不安定等。
- オ・法定速度、法定積載量又は法定乗車定員を超過しての車両使用時の不具合。
- カ・工場入庫時に不具合の確認が取れない現象（現象の発生が希であり、故障箇所の断定ができない場合）。
- キ・通常の注意で発現し、処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。
- ク・日本国外で使用された車両に生じた現象又は不具合。
- ケ・改造部品が取り付けられていた場合における当該改造部品の不具合。
- コ・乙より車両を引き渡された時点において、既に発生していた不具合。
- 次の各号のいずれかに該当する部品を主原因とする不具合については、本保証の適用はないものとする。
 - ア・第15条「保証対象部品一覧表」に記載のない部品。
 - イ・車両の製造会社が当該車両に付設した部品以外の部品（社外部品、純正流用品等）。
 - ウ・コンプリートカー、ディーラー特別装備車両等の変更部品。
 - エ・改造部品、及びその改造部品が関わる機構すべて。
 - 次の各号のいずれかに起因する不具合については、本保証の適用はないものとする。
 - ア・日常点検整備（高速走行時前点検含む）又は法令で定められた定期点検整備若しくは点検整備記録簿に記載されている定期点検整備の未実施。
 - イ・点検整備の不備又は間違い。
 - ウ・点検作業中又は整備作業中の過失。
 - エ・車両の製造会社が指定する定期交換部品の指定通り交換の未実施。
 - オ・車高変更、エンジンチューンナップ等の改造。
 - カ・車両の製造会社が当該車両に付設するものとして指定した部品以外の部品の取り付け。
 - キ・レース、ラリー等の競技に車両を用いたこと。
 - ク・林道等の悪路にて車両を常用したこと。
 - ケ・乗車定員、積載量、法定速度、その他法令で定められた事項を守らなかったこと。
 - コ・いたずら、盗難等。
 - サ・地震、台風、水害等の天災。
 - シ・飛行機部品等の落下物による損傷。
 - ス・車両の製造会社が指定する油脂類、部品以外の使用。
 - セ・煤煙、薬品、鳥糞、飛び石、酸性雨、塩害等の外的要因。
 - ソ・車両の修復（旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む）。
 - タ・衝突や接触による損傷又は事故（旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む）。
 - チ・使用者の故意、又は過失によるもの。
 - ツ・業務の用に車両を使用したこと。
 - 法令で定められた定期点検整備又は点検整備記録簿に記載されていないときには、本保証は適用されないものとする。

第8条（保証契約の解除）

- 丙が下記各項のいずれかに該当する事実を認めた場合に、乙丙は甲との間の保証契約を即座に解除することができるものとし、本保証の適用は一切ないものとする。また乙丙は、いかなる事由であっても本保証料の中途解約に伴う保証料の返還、その他一切の金銭の支払いを行わないものとする。
- イ・甲が本保証を悪用したと丙が認めたとき。
- ア・本保証加入後に、第9条2項「改造車両の定義」に掲げる改造車両となった場合。
- ウ・本保証加入後に、第10条2項「修復歴車両の定義」に掲げる修復車両となった場合。
- エ・本保証加入後に、車両の用途登録が事業用途へ変更された場合。
- オ・本保証加入後に、甲が業務・事業の遂行を目的とし、車両を運行した場合。
- カ・本保証加入後に、甲が乙の従業員、あるいは代表者、および代表者と2親等以内の親族関係にあった事が発覚した場合。
- キ・本保証の契約者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業であった場合、またはその他前記事項に準ずる者であった事が発覚した場合。
- 甲は前項に定める場合を除き、保証契約を解除することはできないものとする。

第9条（改造車両）

- 甲は、本条2項の「改造車両の定義」に定めた車両の保証申込みはできないものとする。
- 改造車両の定義
 - ア・燃料コントローラー・加給圧（ブースト）コントローラー・インタークーラー・インジェクター・ウエストゲートバルブ・タービン・スーパーチャージャー・キャブレター・カムシャフト・カムシャフトプリー・コンピューター・ロールバー・エアサスペンション・エアサスペンションコントローラーが車両製造会社の付設部品以外への交換・付設、又は交換・付設が確認された車両。
 - イ・ハイドロクサススペンション・ハイルーフ・ボディーリフトアップ・シフト変更・エンジンボアアップの加工、又は加工歴が確認された車両。
 - ウ・違法な改造が施された車両。
 - エ・検証上に「改」表記がある車両。

第10条（修復歴車両）

- 甲は、本条2項の「修復歴車両の定義」に該当する車両について本保証の申込みはできないものとする。
- 修復歴車両の定義
 - ア・クルマの基本骨格部位（ラジエータコアサポート・各クロスメンバー・各サイドメンバー・フロントインサイドパネル・ダッシュパネル・各ビラー・フロアパネル・トランクフロア）に交換、あるいはシワや曲がり等の損傷、修復歴がある車両。

第11条（保証適用の判定と範囲）

- 保証適用の判定には、当該不具合が発生させている原因の部品が、契約内容に応じた「保証対象部品一覧表」の内容に適合するか否かを基に判定するものとする。
- 不具合が発生した部品が多数ある場合において、当該不具合が一連のものであると判断されるときには、当該部品の中に第15条「保証対象部品一覧表」に記載された部品があるときといえども、主要原因の部品が契約内容に応じた「保証対象部品一覧表」に記載の部品ではないときには、本保証の適用はないものとし、「保証対象部品一覧表」に記載の部品についても本保証の適用はないものとする。
 - 保証の適用範囲は、不具合が発生している主要原因部品の部品費用、及び交換に要する交換工賃のみとする。
 - 不具合が発生した主要原因部品が保証適用となった際において、不具合は発生していないが関連して交換が推奨される部品の類については保証の適用はないものとし、保証の適用範囲は不具合が発生していると断定される部品のみの適用とする。
- 例）1箇所のショックアブソーバーより不具合が発生しており、その他の部位に不具合の発生はないが、同時に他の3本の同時交換が整備工場より推奨された場合等では、判定時点において不具合のない他の3本は保証の適用外となる。

第12条（部品の交換）

- 本保証の適用により車両を修理する場合において、部品の交換を行うときに乙及び丙は、新品の部品を用いることを要しないものとし、2次使用を目的として流通されるリサイクル（中古）部品を用いて保証修理を行うものとする。またリサイクル部品の手配が出来ない場合においては、再生部品（リビルト、リンク等と呼ばれる部品等）や、優良部品、社外新品部品等を用いることとし、修理に必要な部品は、原則丙が供給するものとする。
- 本保証の適用により車両を修理する場合において、油脂類、部品等の交換が必要となったとき、甲は油脂類、部品等のグレード、種類、製造会社等を指定することはできないものとする。
 - 本保証の適用により車両を修理する場合において、甲が、交換に用いるための部品を提供したときといえども、乙及び丙は、当該部品の代金を支払わないこととする。

第13条（個人情報の取扱い）

- 甲は、乙及び丙が、氏名、性別、生年月日、年齢、職業、メールアドレス、住所、電話番号・その他の車両に関する情報、その他本保証書の表面に記載され、又は本保証契約の交渉若しくは履行の過程において知り得た甲に関する個人情報（以下「個人情報」という）を次の各号の目的に利用することに同意する。
- 本保証にかかる各種案内の提供。
 - 本保証契約の契約内容、契約者情報の記録、管理、保存。
 - 車両の点検・整備・修理に関する業務及びこれらに付随する業務（車両状態の確認連絡）の遂行。
 - 車両の点検・整備・修理に関する各種案内の提供。
 - 甲との契約又は法令に基づく権利の行使や義務の履行。
 - サービス向上を目的としたアンケート調査の実施。
 - サービス向上を目的としたデータの集計とその結果の分析（※1）。 ※1集計結果の統計情報のみの利用とし、個人を特定できるデータと関連づけは行わない。
- 甲は、次の各号に定める場合において、乙及び丙が個人情報を第三者に提供することに同意する。
 - (1)甲本人の同意がある場合（ウェブでの同意も含む）。
 - (2)統計的なデータ等、甲本人を識別できない状態に加工して利用する場合。
 - (3)法令に基づき開示、提供を求められた場合。
 - (4)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、甲の同意を得ることが困難である場合。
 - (5)国又は地方公共団体等が公的な事務を実施する上で、協力する必要がある場合であって、甲の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす可能性がある場合。
 - 乙及び丙と守秘義務及び個人情報の取扱いに関する規定を含む業務委託契約を締結した業務委託会社（営業委託会社、営業提携会社、整備修理工場、ロードサービス提供会社等）に対し、第1項において甲に明示した利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いの一部又は全部を委託する場合。
- 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先は以下の通りとする。
プレミアファイナンスサービス株式会社 保証事務局
〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル17F 電話番号：0120-935-590 メールアドレス：warranty@premium-group.co.jp

第14条（管轄裁判所）

- 本保証契約に関し、紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調停の必要があるときは東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（保証対象部品一覧表）

※表面参照